

## 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構業務方法書の変更について（概要）

### 第1. 趣旨

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成23年法律第26号。以下「廃止法」という。）、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）その他関係法令が施行されることに伴い、所要の整備を行うこと。

### 第2. 変更内容

#### 1 廃止法その他関係法令に基づく規定の整備

(1) 題名を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構業務方法書」に改め、法人の名称を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改めること。  
(題名及び第1条関係)

(2) 次に掲げる業務について、業務の方法に関する規定の整備を行うこと。

① 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びにこれらの施設の行う職業訓練等を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営

② 雇用促進住宅の譲渡又は廃止並びに雇用促進住宅の譲渡又は廃止までの間の運営等

③ 事業主その他のものの行う職業訓練の援助及びこれに附帯する業務  
(第13条並びに附則第5条及び第6条関係)

#### 2 求職者支援法その他関係法令に基づく規定の整備

求職者支援法第4条第1項の規定による認定に関する事務について、業務の方法に関する規定の整備を行うこと。  
(第14条関係)

#### 3 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

### 第3. 施行日

この業務方法書の変更は、平成23年10月1日から施行すること。